

DIAMOND online

2018年1月18日 森信茂樹：中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

働き方多様化時代に「税の公平」を実現する切り札とは



昨年末の平成30年度税制改正では、年収850万円超のサラリーマンの増税とセットで、基礎控除を一律に10万円引き上げる減税が行われた。

シェアリングエコノミーの拡大で急増するネットワークワーカースやフリーランスなど個人事業主にとってみれば、負担軽減の金額は少ないものありがたい話だろう。

だが思い起こせば、サラリーマンの給与所得控除の水準が高くなっているのは、税金が源泉徴収ですっぱり取られるサラリーマンに対して、一定の経費を概算で認めるほか、「クロヨン」と呼ばれるように所得自体の把握も緩かった個人事業主との「差」を所得控除に上乘せして調整してきたためだ。

そう考えると、基礎控除の引き上げには賛同するものの、個人事業主の所得把握は改善されたのか、ということが問われなければならない。

急増する「雇用的自営業者」

縦割りの制度では限界

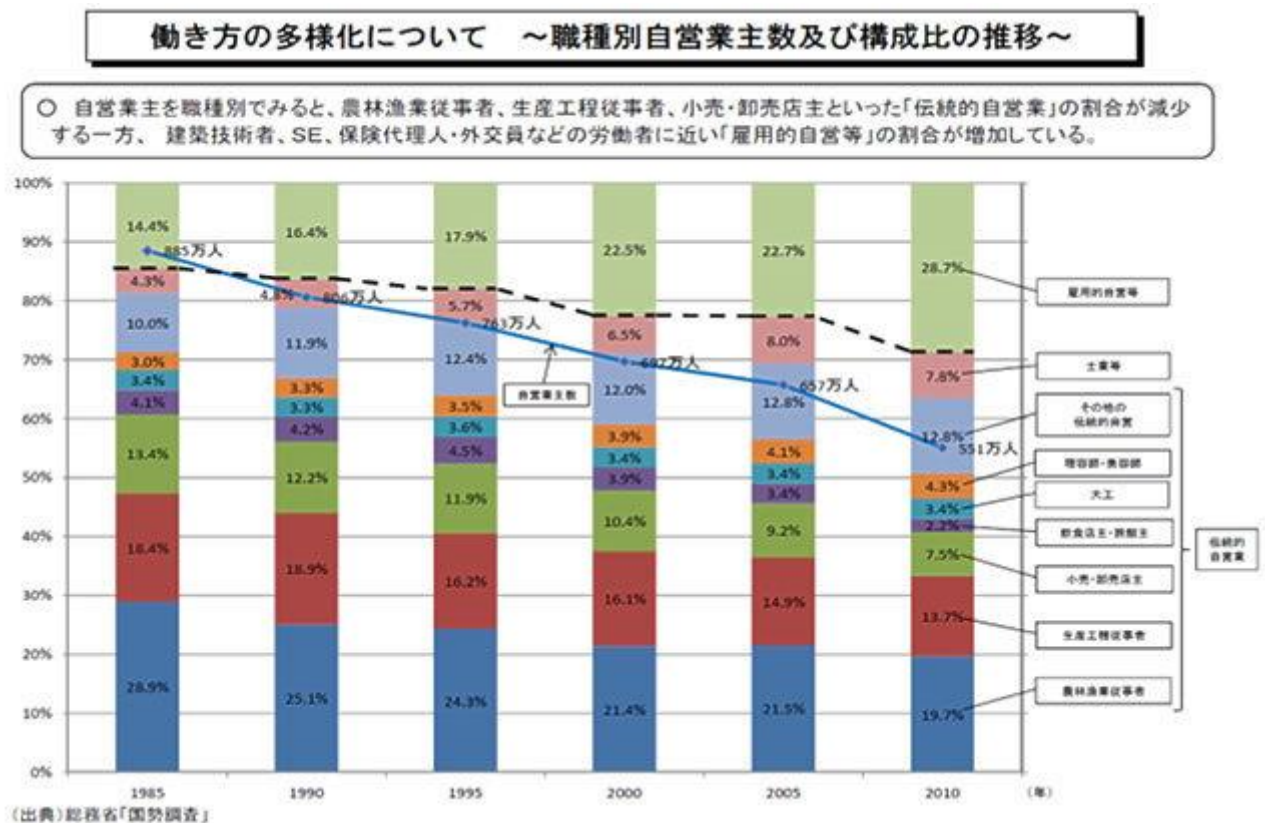
今回の税制改正にあたって、与党の税制改正大綱は、「今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討をすすめる」ことを打ち出している。

サラリーマンに対する一定の経費を認めた概算控除である給与所得控除や、富裕なリタイア層の公的年金等控除を縮減し、すべての納税者に適用される基礎控除を拡大するという改革は続いていくと思われる。

サラリーマンや自営業者など、働き方の違いで複雑になった制度をシンプルなものにすると同時に、負担の公平感を確保しようということだ。

その際には、自営業者の中でも、個人事業主というものの実態が、かつての農林漁業従事者や小売店主（魚屋、八百屋…）といった「伝統的自営業者」から、フリーランス、ネットワークワーカーなどの「雇用的自営業者」へと変貌を遂げていることを考慮に入れる必要がある。

下の政府税制調査会の資料（図1）を見ると、その変化がよくわかる。



拡大画像表示

筆者は、昨年4月26日付本コラム（『働き方改革』はセーフティネットの議論を置き去りにしている）で、シェアリングエコノミーが拡大するなかで、フリーランスや個人請負などで所得を得ている人に対する雇用保険や年金、医療などのセーフティネットが十分ではないこと、政府は早急にその対策に向けた検討を始めるべきことを指摘した。

また5月12日付のコラム「シェアリングエコノミーの税逃れ、社会保障漏れに誰が責任を負うべきか」では、「シェアリングエコノミーの下で働くいわゆるギグエコノミーの労働者（ネットワークワーカー、フリーランス、民泊提供者など）の所得情報は、一義的にプラットフォームが負うべきではないか」と、プラットフォームの「責任」について問題を提起した。

正確な所得がつかめないと

セーフティネットにも穴が

これらの趣旨は、シェアリングエコノミーの下では、副業・兼業を含めて様々な雇用形態が生じること、その一方で社会保障は、正確な所得（場合によっては資産）を基準として構築されているので、まずは所得の把握が正確に行われなければ、必要なセーフティネットの構築もできないということだ。

所得の把握だけではない。

いまの日本の社会保険制度も、職種や雇用形態ごとに縦割りで設計されているため、副業・兼業を含めた多様な働き方が増え

ている現状に対応できておらず、全面的に点検していく必要がある。

プラットフォーム企業が 所得情報を通知し責任をシェア

では、増加しつつある「雇用的自営業者」などの所得を正確に把握するには、どのようにすればよいのか。

これは、マイナンバーを中心に据えた ICT（情報通信技術）の活用を検討する以外に方法はない。16 年から導入されたマイナンバー、17 年秋から始まった個人ごとの政府のオンラインサービスであるマイナポータル、18 年初から始まっている預金への付番をフルに活用することである。

「雇用的自営業者」の適正な所得を把握するには、彼らに仕事を仲介し、その所得情報を知る立場のプラットフォーム（プラットフォーム企業）が、情報をマイナンバー付きで税務当局に伝える資料情報制度を構築することだ。

この所得情報を前提にすれば、セーフティネットから抜け落ちる社会保障漏れも減らせる。

つまり、シェアリングエコノミーなどの発達で抜け落ちるフリーランスやネットワークワーカーのセーフティネットの再構築の責任を、プラットフォームが「シェアする」ということだ。

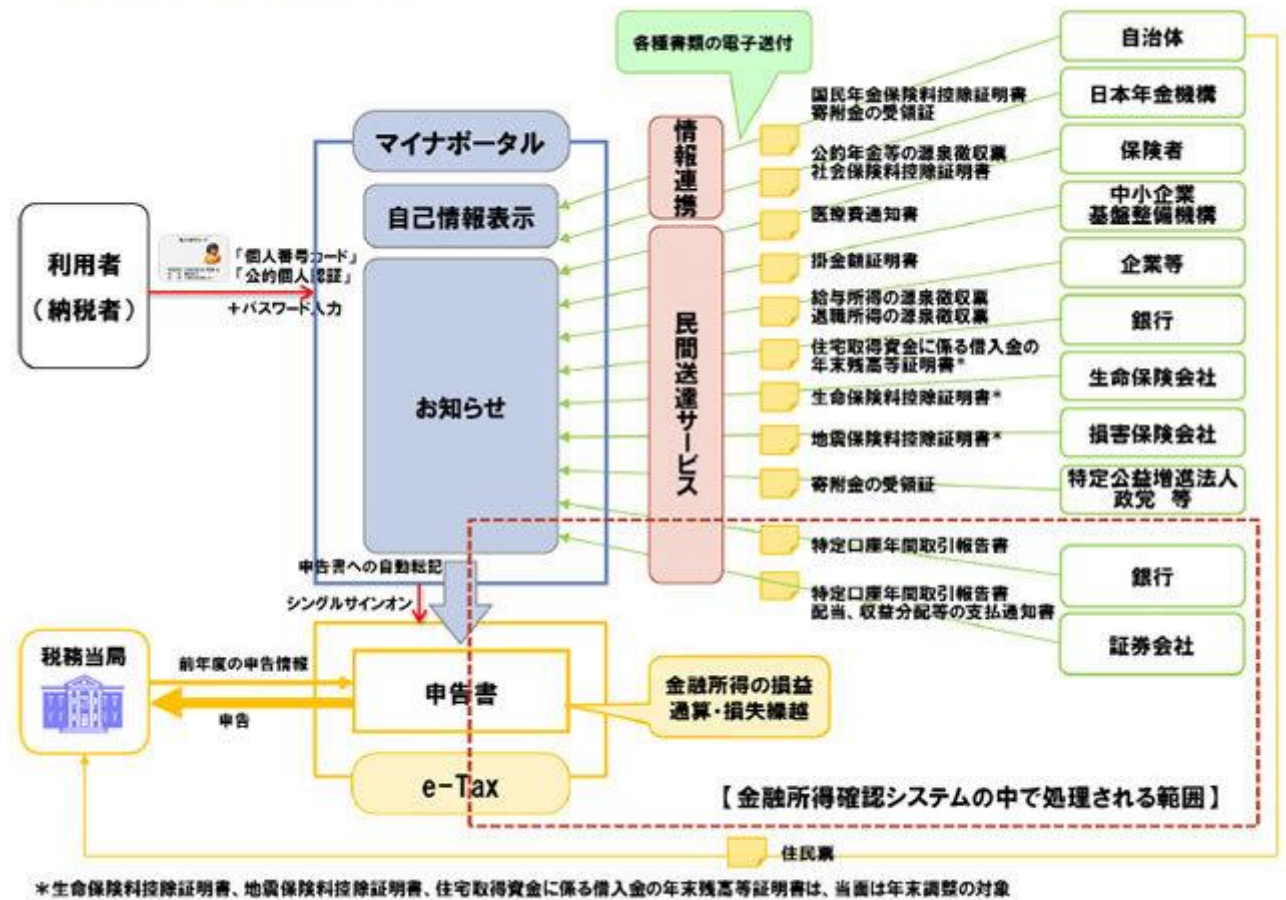
その一方で、国はプラットフォームが税務申告する際の利便性の向上を図ることが大事だ。

そのためには、プラットフォームが作成した所得などの支払情報や金融機関などの情報を、マイナポータルを通じて納税者に送付し、それを e-Tax につなげて簡便に納税申告ができるようにする必要がある。

このような制度は、「日本型記入済み申告制度」とも呼ばれており、早急に進めていく必要がある。

図 2 は、「日本型記入済み申告制度」（既に存在している個人ごとのマイナポータルに、自らの申告に必要な情報が自動的に送られる制度）のイメージだ。

日本型記入済み申告制度のイメージ



(金融税制・番号研究会作成)

拡大画像表示

「日本型申告制度」の整備を 個人の申告、電子化が切り札に

このようにマイナポータルへの情報提供と e-Tax を組み合わせれば、申告の手間が大幅に向上するので、自営業者だけでなく、実はサラリーマンらの給与所得者が選択的に自主申告をする制度の道も開ける。

自ら納税額を確定する自主申告制度は民主主義の原点であり、それによって、行政サービスや公共事業に対する関心や監視の意識も高まると考えられる。

税務当局も、申告内容を精査する負担が軽減され、事務の効率化が期待される。

平成 30 年度税制改正の与党税制改正大綱は、「6、円滑・適正な納税のための環境整備」の項目で、(1) 税務手続きの電子化等の推進として、大法人についての法人税の電子申告の義務化を決定した。

また同時に、「法定調書や所得税の年末調整手続きについても、一層の電子化に向けた措置を講じる。」としている。

しかし必要なのは、年末調整手続きの電子化だけではない。個人の納税申告そのものの電子化を考えることが重要だ。

平成の時代はあますところ後 1 年強、税制当局も社会保障関連を担当する官庁も、次の時代への備えをしっかりとっておく必要がある。

(中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹)